

装技計第35号
27.10.1
一部改正 装技計第4804号
令和3年3月31日

防衛技監
長官官房各装備官
長官官房審議官
長官官房総務官
長官官房会計官
長官官房監察監査・評価官
長官官房各装備開発官
各部長
各研究所長
先進技術推進センター長
殿

防衛装備庁長官
(公印省略)

防衛装備庁における特定物質の製造等について（通達）

標記について、特定物質の製造等に関する訓令（平成7年防衛庁訓令第48号）第15条第1項の規定に基づき、別紙のとおり定めたので通達する。

添付書類：別紙

防衛装備庁における特定物質の製造等について

(趣旨)

第1条 この通達は、防衛装備庁の行う特定物質の製造、使用その他の取扱い(以下「特定物質の製造等」という。)に関して必要な事項を定めるものとする。

2 防衛装備庁の行う特定物質の製造等に当たっては、法令又はこれらに基づく特別の定めのあるもののほか、この通達の定めるところによる。

(用語の意義)

第2条 この通達において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 長官 防衛装備庁長官をいう。
- (2) 法 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律(平成7年法律第65号)をいう。
- (3) 訓令 特定物質の製造等に関する訓令(平成7年防衛庁訓令第48号)をいう。
- (4) 特定物質 法第2条第3項に規定するものをいう。
- (5) 特定施設 法第34条第1項に規定する施設をいう。
- (6) 年度計画 訓令第4条第1項に規定する特定物質の製造等の計画をいう。
- (7) 細部計画 防衛装備庁の装備品等の研究開発の実施に関する訓令(平成27年防衛装備庁訓令第16号。以下「研究開発の実施に関する庁訓令」という。)第17条に規定する計画をいう。

(特定物質の製造等の実施)

第3条 特定物質の製造等は、陸上装備研究所長(以下「所長」という。)が行うものとする。

2 所長は、特定物質の製造等を行う場合には、特定物質に関して十分な識能を有する職員の中から実施者を指名し、特定施設において実施するものとする。

(細部計画の記載)

第4条 長官官房装備官及び所長は、その年度において、特定物質の製造等を計画する場合には、あらかじめ細部計画に特定物質の製造等を実施する旨記載するものとする。

2 長官官房装備官及び所長は、第5条第2項、第6条第2項及び第3項に規定する場合において、細部計画の修正を行う必要があるときは、所要の措置を講じるもの

とする。

(年度計画作成の協議)

第5条 長官官房装備官は、その年度において、所長に特定物質の製造等を依頼しようとする場合には、当該年度開始30日前までに所長と協議するものとする。

2 長官官房装備官は、年度の開始前に特定物質の製造等を計画していない場合で、その後の特別の事情により、その年度に特定物質の製造等を依頼しようとするときは、所長と協議するものとする。

(年度計画の承認申請)

第6条 所長は、その年度において特定物質の製造等をしようとする場合には、原則として、当該年度の開始15日前までに、年度計画を訓令別紙様式第1により長官に上申するものとする。

2 所長は、年度の開始前に年度計画の承認を受けていない場合で、その後の特別の事情により、その年度に特定物質の製造等をしようとするときは、前項の規定の例により長官に上申するものとする。

3 所長は、事情の変更その他の事由により、年度計画を変更しようとする場合には、あらかじめ、訓令別紙様式第2により長官に上申するものとする。

4 長官は、防衛大臣から年度計画の承認及び年度計画の変更の承認があった場合には、所長にその旨通知する。

(安全管理)

第7条 所長は、特定物質の製造等を行う場合には、あらかじめ研究開発の実施に関する庁訓令第22条第2項に規定する試験細部計画に、汚染防止、除染、救護等の安全管理の方法を定めるものとする。

2 所長は、特定物質の製造等を行う場合には、次の各号に掲げる事項を厳守するものとする。

(1) 実施者は、所要の防護装具を装着して実施すること。

(2) 終了後は、防護装具及び使用資器材を完全に除染すること。

(3) 実施の間は、排ガス処理装置付き排気装置及び排気ガス監視装置を作動させること等により、特定物質の特定施設外への漏えいを防止すること。

(4) 特定物質の製造等に係る場所には、関係者以外の者が立ち入ることを禁止し、かつ、その旨を見やすい箇所に表示すること等により、特定物質の盗取及び所在不明を防止すること。

3 所長は、前2項に定めるもののほか、防衛装備庁の職員の安全管理に関する訓令(平成27年防衛装備庁訓令第4号)の規定に基づき、安全管理に必要な措置を講

じるものとする。

(製造等の報告)

第8条 所長は、前年に特定物質を製造した場合には、その数量等を訓令別紙様式第6により毎年1月16日までに長官に報告するものとする。

2 所長は、特定物質の使用をした場合には、直ちに、訓令別紙様式第7により、長官に報告するものとする。

3 所長は、訓令第8条第1項に規定する廃棄を行った場合には、訓令別紙様式第5により、速やかに長官に報告するものとする。

(記録)

第9条 所長は、日誌を備え特定物質の製造等に関する事項を記録するものとする。

(事故報告等)

第10条 所長は、特定物質の製造等に伴い、危害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、直ちに特定物質の安全な場所への移送、退避、除染、救護等の応急の措置を講じるとともに、その旨を長官に報告するものとする。

2 所長は、前項の場合において、自衛隊の施設等の近隣に危害が及ぶおそれがある場合には、直ちにその旨を警察官、消防吏員及び関係機関に通報するものとする。

3 所長は、その所持する特定物質が盗取され、また所在不明になった場合には、直ちにその旨を長官に報告するものとする。